

HP

新型コロナウイルス感染症の影響により国民健康保険料の納付が困難な方へ (減免制度のお知らせ)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合、国民健康保険料を減免する制度があります。詳しくは、6月に送付済みの令和3年度国民健康保険料決定通知書に同封のチラシをご覧ください。

対象世帯

- ▷ 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ▷ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与と収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年に比べて3割以上の減少が見込まれる世帯（前年合計所得に一定の上限あり）

申請手続 該当すると思われる方は、下記専用ダイヤルへご連絡ください。対象要件を確認した後、申請書を送付します。

※ お電話の際は、保険証と昨年の確定申告書の控えなど収入がわかる書類をお手元にご用意ください。

申請期限 令和4年3月31日(木)

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

お問合せ 国保年金課減免専用ダイヤル ☎21-3906 平日 午前8時45分～午後5時半

📄 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060100098/>

HP

～国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の方へ～ 傷病手当金の適用期間を延長します

傷病手当金の適用期間を、令和3年6月30日から令和3年9月30日までに延長します。

対象 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、連続した3日間を含む4日以上仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができなかった方

適用期間 令和2年1月1日～令和3年9月30日

お問合せ ▷ 国民健康保険＝国保年金課資格担当 ☎21-3145

▷ 後期高齢者医療制度＝国保年金課高齢者医療担当 ☎21-3184

HP

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

コロナ禍の影響を受けている低所得の子育て世帯の方に給付金を支給します。なお、ひとり親世帯分の給付金を受給済の方は対象外です。

支給対象者 (次のいずれかに該当する方)

①申請が不要な方

令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度市民税が非課税の方(令和4年2月末までの出生児童も対象です。7月中旬以降順次支給予定)

※ 公務員の方は申請が必要です。

②申請が必要な方

令和4年3月末までに18歳になる児童(一定の障がいのある児童は20歳未満)のみの養育者で、次のいずれかに該当する方(7月下旬以降、審査完了後に順次支給予定)

▷ 令和3年度市民税が非課税の方

▷ 本年1月以降に家計が急変し、令和3年度市民税が非課税の方と同様の事情にあると認められる方

給付額 対象児童1人当たり一律5万円

申請方法 申請書に必要事項を記入し、下記担当へ郵送

※ 7月1日(木)から子育て支援課、各支所窓口で配布するほか、市のHPからダウンロードできます。

申請期間 7月1日(木)～令和4年2月28日(月)必着

お問合せ 子育て支援課給付金担当 ☎21-3914

HP

子どもなんでも相談110番

子育て・障がい・病気・家庭内の問題や保育園・幼稚園・学校での問題、虐待など、0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談に応じています。(子ども、保護者など)

また、子ども専用電話(フリーダイヤル)のほか、子ども専用ページ(ホームページ)も開設しており、パソコン、スマートフォン、携帯ゲーム機からも相談に応じています。

開設日時 月曜日 午前8時45分～午後7時
火～金曜日 午前8時45分～午後5時半
(祝日を除く)

開設場所 次世代育成課(総合保健センター1階)

相談形式 電話、FAX、電子メール、面談(予約制)

☎32-3192 📠32-1506

✉ kodomol10@city.hakodate.hokkaido.jp

▷ 子ども専用電話(フリーダイヤル)

☎0800-800-0879

※ この番号は、いろいろな相談や悩みごとについて、お子さん自らが連絡できるように設置しています。保護者その他の方はご利用をお控えください。

▷ 子ども専用ページ(ホームページ)

【パソコン・スマートフォン・携帯ゲーム機からの相談】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/inquiry-jisedai/>

